みんなの願い どう伝える？

「請願（せいがん）」と「陳情（ちんじょう）」をご存じですか？

請願や陳情は、住民の皆さんが、「○○地区に公園をつくってほしい」など、町の仕事に対して要望があるとき、誰でも提出することができるしくみです。

玉村町議会議員の紹介があるものを「請願」、紹介がなく直接議会に提出するものを「陳情」といいます。

提出された請願・陳情は、議会で内容をよく調査し、審議します。その結果、採択されたものについては、町の仕事として進めるよう、議会から町長へ伝えます。

〈請願書・陳情書　記載例〉

平成○年○月○日

玉村町議会議長　○○○○ 様

請願者　住所　玉村町○○ 1234 番地

氏名　○ ○ ○ ○

紹介議員　氏名　○ ○ ○ ○（陳情の場合は不要）

○○についての○○を求める請願

（要旨）

○○○に○○を○○していただきたい。

（理由）

現在、○○○○には、○○○○が○○○○○○○○○○となっています。

○○○○などの際は○○○○○○が○○○○になるため、○○せざるを得ません。

また、○○○○○○が○○になることからも○○○○が懸念されます。

これらを解決するために、○○の○○○をお願いするものです。

※用紙サイズはＡ４　必ず日本語で作成してください

玉村町議会ＨＰ
請願・陳情

請願や陳情は、町に対して要望を伝える有効な手段です。
皆さんの声を聞かせてください。

※詳しくは議会ＨＰ・または議会事務局までお問い合わせください。

審議結果には このような種類があります

採択（さいたく）

その要望の内容が妥当かつ実現性があると判断し、「議会として賛同した」という意思決定。採択された案件は、町の仕事として進めるよう、議会から執行に伝えます。

不採択（ふさいたく）

町の事務に無関係、議会の権限外、実現の可能性がない、願意に賛成できない等の理由で「取り上げようがない」と判断した場合の意思決定です。

趣旨採択（しゅしさいたく）

願意については十分理解できるが、当分の間は実現することが不可能である場合の「趣旨には賛成する」という意思決定で、採択に近いものです。

一部採択（いちぶさいたく）

内容が複数項目にわたる場合に、部分的に採択すること。（すべてに賛同はできないが、不採択にするのは適当でないという場合）

継続審査（けいぞくしんさ）

案件の性質や背景、政治的配慮などから今は結論を出さず、引き続き審査することが望ましいという意思決定。

審議未了（しんぎみりょう）

審議を終えることができず、継続審査の決定もなされなかった場合。この場合、「廃案」となります。